

福島県環境審議会全体会(平成22年7月13日)における質疑等整理表

No.	質問者	内容	対応
1	福島委員	感染性廃棄物について、小規模な医療機関や在宅医療で家庭から発生する廃棄物の処理の実態を教えて欲しい。	(一般廃棄物課長) 感染性廃棄物のうち、医療機関から出るものは産業廃棄物、家庭から出るものは一般廃棄物とされている。一般廃棄物の処理について、市町村によっては地域の医師会と共同して、注射針などを医師会に持ち込んで廃棄するという方式にしているところもある。
2	福島委員	家庭で感染性廃棄物かどうか判断するのは難しい部分があるが、特別管理一般廃棄物としてきちんと分別して家庭から排出されている実態があるのか	(一般廃棄物課長) 昨年度県内各市町村に感染性廃棄物の取扱いに関するアンケート調査を実施したが、市町村によって取扱いが異なっている。市町村では、どこまで感染性廃棄物とするかはプライバシーの問題もあり明確に決めるのが難しいと考えている。県としては、医療系廃棄物の適正処理が必要なので、医師会、薬剤師会等との検討を踏まえ整理していきたいと考えている。
3	長澤委員	全体として現行計画の施策が概ねうまく活かされ、良い方向に来ていると捉えた。次期計画については更なる努力でレベルアップして欲しい。 国と地方自治体がどのような問題を抱え、どのように調整して廃棄物の減量化を目指すか十分認識し計画を考えて欲しい。資料中の「計画改定の基本的な考え方」の文言が非常に標準的で、循環型社会形成推進計画と同じ網の中に入ってしまうように思える。この部分は「廃棄物処理計画」の改定の理念としてもっと独自性を出して欲しい。	要望として受ける
4	中井議長	国の基本方針はまだ出されていないが、事務局で情報があれば紹介して欲しい。	(一般廃棄物課長) 国の基本方針は現在作成中であるため、この場での公表は差し控えるが、基本方針が決まる前には都道府県に意見照会がある。この段階で基本的な考え方が明らかになるので環境審議会に報告したいと考えている。
5	佐藤委員	資料のP10で、火力発電所の影響により減量化が進んでいないことが分かる。景気の悪化で再利用されなくなり、最終処分量が増えたことがわかる資料と思う。また、計画策定というよい機会なので、各委員に福島市内にあるクリーンテックという処分場を視察し、廃棄物処理を理解して欲しい。	(中井議長) 処分場視察については、担当する部会長とも相談のうえ、機会が設定できるようであれば考えたいと思う。

No.	質問者	内容	対応
6	中井議長	発電所からの廃棄物については、県だけでなく国の電力政策や二酸化炭素の排出の問題もからむことであるが、電源立地県という特殊な条件が県の産業廃棄物の排出量に密接に関係してくる。処理計画の検討に当たっては、電源立地県の特殊性をうまく反映できればと思う。	(産業廃棄物課長) 火力発電所の廃棄物は、自社処分場で処分されており、その残余容量は15年～20年程度あるため、処分の状況が民間の処分場に影響を与えるという状況にはない。再生利用等については県全体の共通の問題と思われるので、意見を踏まえ次回以降検討させて欲しい
7	稲森委員	産業廃棄物について、焼却や脱水で減量化されているとのことだが、汚泥について減量前の重量はどのような状態で測定したのか。また、汚泥の減量化は脱水ということで良いのか。	(産業廃棄物課長) 汚泥の減量化量は、発生した汚泥量と脱水処理後に残った固形物の量から把握している。
8	稲森委員	一般廃棄物の減量化は、どのような形なのか。	(一般廃棄物課長) 一般廃棄物の減量化はほとんど焼却によるものである。
9	長澤委員	図2で、一般廃棄物の自家処理量がゼロになっているが、堆肥化された家庭の生ごみは資源化量に含まれているのか。また、図9で、産業廃棄物の再生利用で堆肥化された畜産廃棄物は「その他」に含まれているのか。	(一般廃棄物課長) 資源化量には家庭の生ごみを堆肥化したものは含まれていない。県では生ごみを堆肥化した量は把握していない。 (産業廃棄物課長) 堆肥化された畜産廃棄物は、図9の「その他」に含まれている。
10	長澤委員	家庭ごみの半分は生ごみであり、これを減らすことが1人1日当たりのごみ排出量を減らすことにつながる。資源化量の中に数値化できるかどうかも含め計画改定の中で詰めて欲しい。また、畜産廃棄物のうち堆肥化量についても次期計画で数値を示して欲しい。	要望として受ける
11	稲森委員	電気業のばいじんについて、ほとんどが自社処分場での処分とのことだが、統計解析する場合、電気業の分も含まれているのか。減量化量や最終処分量は目標を達成していないとのことだが、電気業を分けて解析すると違ってくるのではないのか。	(産業廃棄物課長) 具体的なデータは部会で示す予定だが、処分場の残余年数の算出に当たっては自社処分場を除き、処理業として廃棄物を受け入れている処分場の容量を基に算出している。